

福島県特別栽培農産物認証表示要領

(目的)

第1 福島県特別栽培農産物認証実施要領第10-2の規定に基づき、認証票の様式及び取扱いを定めるものとする。

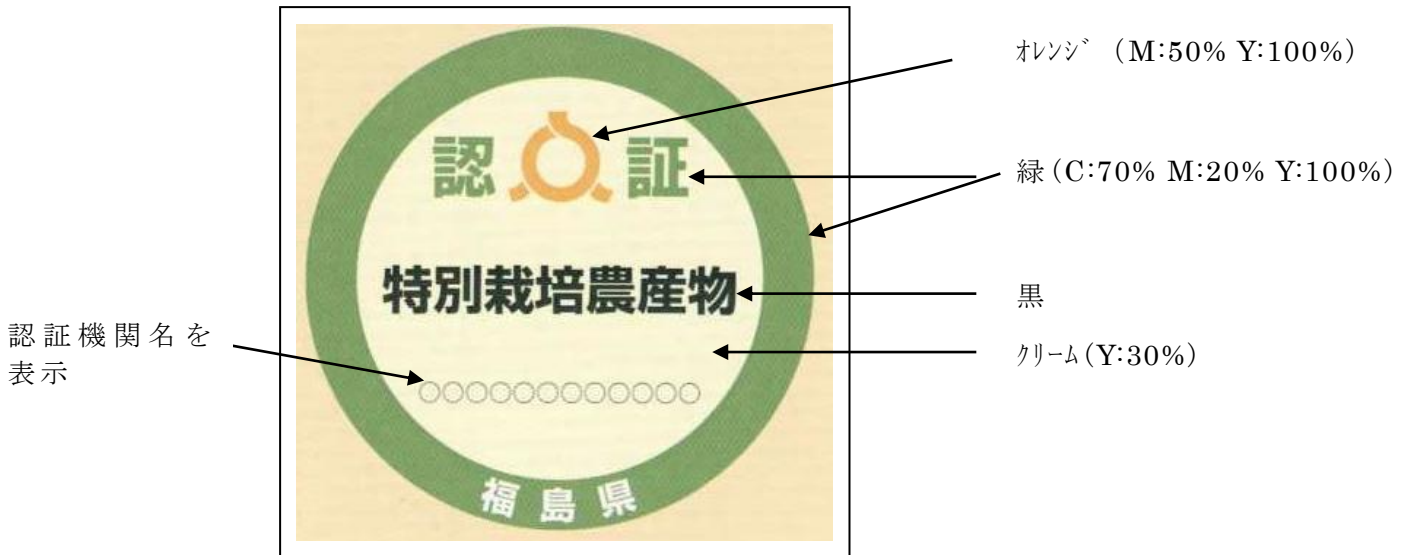
(表示方法)

第2 表示は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という)に基づく表示を行うとともに、認証票による表示を併せて行うものとする。

2 認証票は、シールによる表示、又は包装若しくは容器へ直接印刷による表示とする。

(認証票の様式等)

第3 認証票の様式は次のとおりとする。



※ 色はカラー(上記のとおり)、カラー1色(緑(C:70%M:20%Y:100%))又は黒1色とする。

※ 「特別栽培農産物」に代えて「特別栽培〇〇」(〇〇とは農産物の一般的な名称)と表示することができるものとする。

附 則

この要領は平成13年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に生産される特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成16年3月31日以前に生産された特別栽培農産物について、本要領を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この要領は、平成22年9月3日から施行する。

ただし、平成23年8月31日までに出荷された特別栽培農産物にあっては、従前の例によることとして差し支えないものとする。